

会報

第 29 号



箱根 5 区駅伝コースウォーキングチャレンジ

令和 4 年度

公益財団法人 小田原市体育協会

スポーツマン信条

スポーツは人造りだ

日本マテソンの父金栗さんは「体力・気力・努力」と言われた。

スポーツにはルールがある

ルールを守て正々堂々とプレーをしよう。

スポーツには勝敗がある

勝つも負けるもフェアでありたい。

スポーツマンは明朗である

スポーツを通じて友愛の心を育てよう。

スポーツマンはマナーを重んじる

マナーを身につけてこそ真のスポーツマンである。

スポーツマンは社会を明るくする

愛校・愛郷・愛国の心を培って社会に貢献しよう。

スポーツマンは友を呼ぶ

五大陸のスポーツマンが一つの環になるように努めたい。

原元助

このスポーツマン信条は、昭和60年に体育協会事務所が、城山陸上競技場内に設置されたことを契機に、小田原市元助役で、小田原市体育協会顧問でありました原元助氏が、お祝いとして書き記されたものです。



あいさつ

各競技団体、地区団体、レクリエーション団体、スポーツ少年団、広域地域スポーツクラブ等の各スポーツ団体や各企業、諸団体の皆さまのご協力により令和4年度を迎えることができました。心より感謝申し上げます。

令和2年、3年の二年間は新型コロナウイルスによる感染症に翻弄され続け、私たち協会も残念ではありました。各種事業を縮小や中止にせざるを得ませんでした。今後、多くの皆様のご努力により、油断はなりませんが徐々に収束に向かっていくと思います。それにより、事業が元どおり開催ができる事を願っています。

さて、この感染症の後の社会はどの様な社会なのか、社会的にも経済的にも今までと違った、新たな視点で取り組むことが必要になると思われます。どのような社会、どのような生活になるのかしっかりとした絵は描けないことも多いですが、まちづくり、経済の活性化、健康、福祉等にスポーツの持っている可能性を生かすことが大きな位置を占めるのではないかと思います。その時、我々体育協会は何を重視し、何をすればよいのか考え、議論を継続する必要があります。

これから取り組む体育協会の主なものを次にあげます。

- 1 スポーツの持つ楽しさ、価値を多くの市民の皆さんに知ってもらいスポーツをすることの面白さ、汗を流すことの心地よさを味わってもらうために、各種の大会や教室を見直し、より充実させていきます。市民の皆さんのスポーツニーズは男女間や各世代により様々ですが、スポーツを楽しむ人をより一層多くしていくことが大切です。
- 2 スポーツを行うにはスポーツ環境の充実が大切です。新しい施設の設置、既存の施設の改善を含めた施設の充実、皆が活用できる運営の仕方、指導者の育成が大きな課題となります。これらることは体育協会だけではできません。行政や他団体との連携、協力が大切です。指導者の育成に関しては国や県との協力や大学との連携のもとに講習会や講演会の充実を図ります。
- 3 市民のスポーツへの取り組みを広げるだけでなく、高い能力や技能を持った人たちへの支援を考える必要があります。競技団体と協力し、選手を育て、発掘し、支援するようにします。
- 4 体育協会は「万人のスポーツ」を表明していますが、様々な障害を持った方々に対するスポーツのニーズを的確に捉え、スポーツをする機会を多くしていくように他団体や行政と手を携えていきます。
- 5 社会が複雑化し、人々の価値観が多様化している今日、体育協会だけで行う事業には限界があります。スポーツイベントも多くの方々に参加してもらい、楽しみ、喜んでもらう魅力あるものにするためには、他団体・企業と一体となって取り組む必要があります。そのための工夫をしていきます。
- 6 他市町村においてもスポーツを通じたまちの活性化に取り組んでいるところが増えつつあります。小田原においてもオリンピック・パラリンピック以後のレガシーについて商工会議所、観光協会、行政と私たち体育協会が同一テーブルで話し合いを続け、スポーツコミュニケーションを立ち上げ、より一層のスポーツと小田原の街の活性化を図ります。
- 7 私たちの事業や考え、また郷土の選手の活躍、地域の取り組み等を多くの方々に知ってもらい、理解してもらうためには広報の充実をより一層図らなければならないと考えます。「スポーツおだわら」や「ホームページ」を一層充実し、皆さんの知りたいことや意見等を盛り込んだより魅力ある広報にしていきます。また、様々な広報媒体の発達も利用し広報をします。
- 8 体育協会を充実、発展し皆さまのお役に立てるようにしていくためには財政面での工夫が求められます。より一層の努力をしていくつもりです。

体育協会としての主な取り組みを述べさせてもらいましたが、一層の努力をし、コミュニケーションを深め、内容を充実させ、皆さまの体育協会としていきたいと思います。ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

最後になりますが、体育協会の活動に賛同いただきました賛助会員の皆さんには、ご芳名を掲載させていただき、感謝の意を表させていただきますとともに、今後のご協力のほどをお願い申し上げます。

令和4年7月吉日

公益財団法人小田原市体育協会
会長 江島 純

目 次

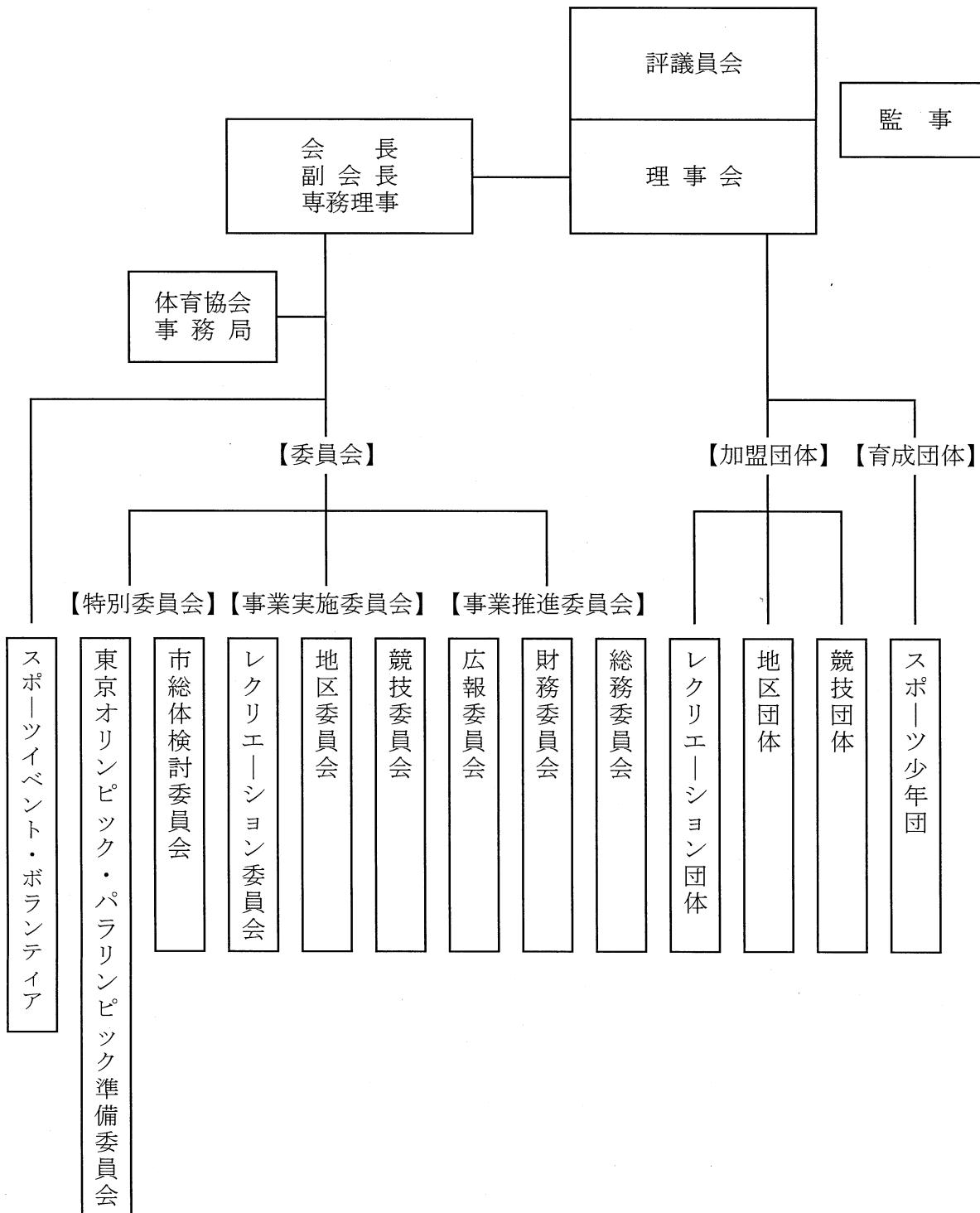
◇ 小田原市体育協会の歩み	2
◇ 公益財団法人小田原市体育協会組織図	3
◇ 公益財団法人小田原市体育協会の概況	
・ 令和3年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書	5
・ 令和3年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書	15
・ 令和3年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表	17
・ 別表2 令和3年度小田原市スポーツ少年団事業報告書	18
・ 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書	19
・ 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表	22
◇ 資料	
・ 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿	24
・ 令和3年度賛助会員ご芳名名簿	27
・ 令和4年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー	29
・ 小田原市にある主なスポーツ施設	33
◇ 規程集	
・ 公益財団法人小田原市体育協会定款	35
・ 公益財団法人小田原市体育協会委員会規程	46
・ 公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程	50
・ 公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程	52
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱	54
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領	57
・ 小田原市スポーツ少年団規程	62

【注意】新型コロナウイルスの感染状況により、スポーツ教室・大会の実施または中止を判断しますので、最新情報はお問い合わせください。

小田原市体育協会の歩み

- 1946年（昭和21年） 7月 小田原体育連盟の発足
小田原市内の競技5協会をもって発足される
- 1948年（昭和23年） 8月 小田原体育連盟規約制定
小田原市及び近郷における下の協会並びに同加盟22の体育団体をもって構成される
- 1982年（昭和57年） 4月 小田原市体育協会として発展
小田原市内のスポーツ、地域、レクリエーション関係の56団体とスポーツ少年団が大同団結し、体育協会として結成される
- 1993年（平成 5年） 4月 財団法人小田原市体育協会として新たに発足
小田原市内の競技団体19、地域団体25、レクリエーション団体8をもって構成され、その他31スポーツ少年団の指導、育成をはかる
- 2013年（平成25年） 4月 公益財団法人小田原市体育協会へ移行
公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、公益財団法人へ移行

【公益財団法人 小田原市体育協会組織図】



公益財団法人小田原市体育協会の概況

- ・令和3年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書
- ・令和3年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書
- ・令和3年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表
　別表1 令和3年度小田原市スポーツ少年団事業報告書
- ・令和4年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書
- ・令和4年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表

令和3年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書

総 括

令和3年度、本協会は、スポーツ基本法の精神に則り、公益法人としての健全な運営を行いながら、スポーツを通じた明るいまちづくりに寄与することを目的とした幅広い事業を計画したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況に応じ、国・県・市の対応にならい各種事業を縮小・中止したほか、感染拡大防止に努めた代替え事業の実施などの事業展開を行った。

1 地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3点から地域市民スポーツの振興を図った。

(1) スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施した。

ア スポーツ教室の開催（開催：10教室 14コース、中止：2教室 1コース 延べ参加人数合計 3,624人）

教室名及びコース名		期日・回数	対 象	参加者(定員)	会 場
1	小学生陸上競技教室	4～2月・11回	県西地域・小学3～6年生	96人(100人)	城山陸上競技場
2	ソフトテニス・ジュニア教室	5～11月・13回	県西地域・小学3～6年生	14人(40人)	城山庭球場
3	ミニバス教室	春 5～6月・8回	県西地域・小学4～6年生	54人(60人)	小田原アリーナ
		秋 9～11月・8回	県西地域・小学4～6年生	67人(60人)	
4	シェイプアップ トレーニング教室	春 5～6月・8回	県西地域・18歳以上の女性	34人(50人)	小田原アリーナ
		秋 9～10月・8回	県西地域・18歳以上の女性	29人(50人)	
5	弓道教室	5～6月・7回	県西地域・18歳以上	中止	城内弓道場
6	ピラティス教室	5～6月・4回	県西地域・18歳以上の女性	17人(20人)	小田原アリーナ
7	短距離走 スピードアップ教室	春 6月・2回	県西地域・小学3～6年生	44人(50人)	城山陸上競技場
		秋 11月・2回	県西地域・小学3～6年生	38人(50人)	
8	テニス教室	ジュニア 8月・7回	県西地域・小学4～中学3年生	23人(20人)	小田原テニスガーデン
		レディース 8月・7回	県西地域・16歳以上の女性	18人(35人)	
9	ドッジボール教室	前期 8月・3回	県西地域・小学1～6年生	70人(70人)	小田原アリーナ
		後期 8月・3回	県西地域・小学1～6年生	中止	
10	親子体操教室	9～10月・5回	県西地域 2～3歳の幼児と親	中止	小田原アリーナ
11	ヨガ教室	9月・4回	県西地域・18歳以上の女性	15人(20人)	小田原アリーナ
12	卓球教室	10～11月・5回	県西地域・小学生以上	25人(40人)	小田原アリーナ

注) 県西地域：2市8町をいう。

注) 「中止」：新型コロナウイルス感染拡大防止又は緊急事態宣言発令のため中止。

イ 各種競技会等の開催（開催：3事業、縮小・中止：3事業、代替：2事業 延べ参加人数合計 1,694人）

事 業 名		期 日	対 象	参 加 者	会 場
1	第73回小田原市民総合体育大会	R3.7/9、 17、18、 23、25 計5日間	中学生以上の市民 (一部種目小学生)	中止	市内各運動施設

2	第3回小田原バスケットボール 3×3大会	R3. 7. 11	県西地域・小学生 ①中学年(小学4年以下) ②高学年(小学6年以下)	63チーム 218人	小田原アリーナ
3	第14回小田原市ドッジボール大会	R3. 8. 20	県西地域・小学生 ①低学年(小学1~3年) ②高学年(小学4~6年)	①8チーム 88人 ②25チーム 275人	小田原アリーナ
4	第12回おだわらスポーツ& レクリエーションフェスティバル ※スポーツ絵画展	R3. 9. 12 R3. 9. 13 ～21 計9日間	県西地域・在住・在 勤・在学者	中止 61点 4歳～75歳	小田原アリーナ エントランス
5	第2回箱根5区駅伝コース ウォーキングチャレンジ	R3. 10. 23	中学生以上	35人	箱根駅伝小田 原中継所(鈴 廣かまぼこ) ～箱根駅伝芦 ノ湖ゴール地 点 20.8km
6	第13回おだわらキッズマラソン大会 ※小田原スポーツフェスタ &パラスポーツ体験 ①元日本代表選手が教える 走り方教室・バドミントン教室 ②障がい者スポーツ振興事業 車いすバスケットボール体験会	R3. 12. 12 R3. 12. 12	県西地域・在住・在学 の小学1年生～ 中学3年生 県西地域・在住・在 勤・在学の小学1年生 以上	中止 ①走り方教室 1部 91人(100人) 2部 23人(100人) バドミントン教室 1部 76人(100人) 2部 49人(100人) 合計 239人 ②車いすバスケット 1部 28人(30人) 2部 24人(30人) 3部 41人(30人) 合計 93人	小田原アリーナ

7	第15回おだわら駅伝競走大会 ODAWARA タイムレース ○部門・距離 ①中学生の部男子 3000m ②女子の部 3000m ③地区、一般対抗の部 5000m×3 ○成績・優勝 地区対抗の部 東富水 一般対抗の部 小田原 NR	R4.1.23 R4.1.16	①中学生以上の小田原市民 ②中学生以上の県西地域に在住・在学等 ③地区 ・中学生以上の小田原市民等 ③一般 ・事業所、クラブ、高校生等	①16人 ②9人 ③地区 17人(6チーム) ③一般 26人(9チーム)	代替 城山陸上競技場
8	第35回小田原尊徳マラソン大会 ※第35回小田原尊徳マラソン大会 オンライン	R4.3.13 R4.3.7 ～R4.3.13 計7日間	中学生以上 10kmの部	678人	各自任意のコース

注) 県西地域：2市8町をいう。

注) 「中止」：新型コロナウイルス感染拡大防止又は緊急事態宣言発令のため中止。

注) 「代替」：新型コロナウイルス感染拡大防止に対応し、内容変更して開催。

(2) スポーツを「みる」ために

新型コロナウイルス感染症拡大防止により、開催イベントの観客動員が禁止となったため各種事業の周知を自粛。

(3) スポーツを「ささえる」ために

コロナ禍において市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成をするとともに、スポーツ振興に貢献された方々等の表彰を行った。

ア スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、21の競技団体、26の地区団体、5のレクリエーション団体に対し、競技力向上費、地区体育振興費、技術向上費及び組織活動促進費等の支援を行った。

イ スポーツ大会に対する助成事業

新型コロナウイルス感染症拡大のため助成対象事業の中止が相次ぐ中、実施した事業へ助成を行った。

大 会 名	期 日	会場及び参加人数等
第32回小田原少年柔道大会	R3.10.3	中止
第52回川東地区婦人バレーボール大会	R3.11.3	中止
第47回小田原城元旦マラソン大会	R4.1.1	中止
川東地区オープン駅伝競走大会(記録会)	R4.1.9	曾我みのり館及び周辺道路 4地区 14チーム 67人参加

ウ スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団本部及び市内の各スポーツ少年団の健全育成のための事業活動を行うために助成及び指導育成を行うとともに本部事務支援を行った。

エ スポーツ少年団姉妹都市交流事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

オ 指導者養成講習会の実施

スポーツ講演会

小田原市民がスポーツへの親しみを感じ、関心を高めることで本市のスポーツ振興に資するとともに、「スポーツによるまちづくり」について理解を深めるため開催した。

期 日	内 容	会 場
R3. 10. 3	加盟団体関係者や一般市民等を対象としてスポーツ講演会を行った。 ○内 容 「箱根駅伝から学ぶ 人材育成術」 ○講 師 青山学院大学陸上競技部 監督 原 晋 氏 ○入場者 463名	小田原三の丸ホール 大ホール

カ スポーツ医科学講習会の実施

期 日	内 容	会 場
R3. 11. 27	加盟団体等指導者や一般市民等を対象として講習会を行った。 ○内 容 「実践に向けたコンディショニング」の講義と実技 ○講 師 府川 俊一朗 氏 湘南ベルマーレフットサルクラブ TOP トレーナー ¹ ○参加者 34名	小田原アリーナ 研修室

キ 体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及びチームに対し、表彰を行った。

○期 日 令和4年1月11日（火）

○会 場 小田原アリーナ 研修室

○表彰の種類 ①感謝状 ②功労者表彰 ③優秀選手(優秀団体)表彰

○受賞者 14人・2チーム

【感謝状】

No	推 薦 团 体	氏 名
1	小 田 原 テ ニ ス 協 会	岩本 良則

【功労者表彰】

No	推 薦 团 体	氏 名
1	小 田 原 野 球 協 会	青木 豊
2	小 田 原 市 陸 上 競 技 協 会	柳井 信明
3	小 田 原 バ ド ミ ン ト ン 協 会	石川 和子

4	小田原テニス協会	岸本 匡美
5	小田原ペタック協会	澤地 康雄
6	小田原市スポーツ少年団	加藤 忍

【優秀選手(優秀団体)表彰】

No	氏名	大会名	種目・成績
1	石井 克明	令和3年度全国中学校体育大会 第52回全国中学校柔道大会	男子90kg級 第5位
2	山田紗也香	ビーチバレーボール・ジャパン・カレッジ2021 第33回全日本ビーチバレーボール大学男女選手権大会	優勝
3	久保田天来	第44回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	女子背泳ぎ50m(11~12歳) 第3位
4	岩渕 立歩	第44回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	女子自由形400m(CS) 第5位
5	亀山 宏紳	第44回全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	男子個人メドレー200m (10歳以下) 第6位
6	西湘	第14回春季全日本小学生男子ソフトボール大会 第35回全日本小学生男子ソフトボール大会	優勝 第3位
7	安藤 雄哉	2021DUNLOP CUP 全国選抜ジュニアテニス選手権大会 兼ワールドジュニアテニス世界大会代表選考会 DUNLOP 全日本ジュニアテニス選手権'21	14歳以下男子シングルス 優勝 14歳以下男子ダブルス 準優勝
8	高橋 光	DUNLOP 全日本ジュニアテニス選手権'21	14歳以下男子ダブルス 準優勝 14歳以下男子シングルス ベスト8
9	(学)明徳学園 相洋高等学校 陸上競技部 女子 4×400m リレーチーム	令和3年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会 秩父宮賜杯第74回全国高等学校陸上競技対校選手権大会	女子4×400mリレー 優勝

ク ニュースポーツ普及・促進事業

No	期日	内 容	会 場
1	R3.11.29	ドッヂビーを体験しよう サッカークラブの小学1年生及び保護者にニュースポーツの普及・指導を行った ○種目 ドッヂビー他(参加者10人) ○指導者 体育協会職員 2人	小田原アリーナ メインアリーナ

2 広報の拡充

情報誌・カレンダーの発行、ホームページでの情報提供やSNSを活用した情報発信を行った。

(1) 広報事業の展開

項目	発行年月日	備考
会報 第 28 号	R3. 7. 1	ホームページにて公開
情報誌「スポーツおだわら」第 110 号	R3. 5. 1	○毎号 10,000 部印刷 ①回覧先 市内自治会に回覧 ②配布先 (公財) 小田原市体育協会加盟団体、県下体育協会ほか
情報誌「スポーツおだわら」第 111 号	R3. 9. 1	
情報誌「スポーツおだわら」第 112 号	R3. 12. 1	
令和 3 年度スポーツ・レクリエーションカレンダー	R3. 6. 1	B3 サイズ 1,200 部印刷 加盟団体他に配布
体育協会ホームページによる情報提供	随時	体育協会の概要を掲載
タウン誌等メディアを使用した情報提供	随時	尊徳マラソン、キッズマラソンほか開催の周知等
SNS での情報発信	随時	Facebook、Twitter 等による情報発信

(2) 情報交換事業の展開

各種協議会及び新春スポーツ人の集いは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(3) 情報収集の実施

No	期日	内容	会場
1	R3. 4. 24	湘南ベルマーレ久光選手チャリティー上映会 「ヒサが教えてくれたこと」視察	南足柄市文化会館小ホール
2	R3. 12. 11	令和 3 年度神奈川県スポーツ指導者研修会 兼総合型地域スポーツクラブマネジメント研修会参加	かながわ労働プラザ
3	R4. 2. 11	e スポーツ小田原の陣「ふよふよ体験会」視察	小田原三の丸ホール

3 財政基盤の確立

コロナ禍による収益減に対し、健全な運営に努めるため、国の一時支援金及び公益財団法人 JKA の補助金等を申請し、受給した。

4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

小田原市が実施するスポーツイベントに対する協力として、城下町おだわらツーデーマーチへの協力を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、次年度へ延期となった。

《参考》

1 賛助会費 (127 件 1,855,000 円)

2 令和 3 年度 地区健民祭・体育祭等実施状況

新型コロナウイルス感染症拡大防止により全 26 地区が中止となった。

5 会議

(1) 正副会長会議

期 日	内 容	場 所
R3. 4. 5	第1回正副会長会議 1. 市長面談について 2. 各大会実行委員長について 3. 団体長会議の日程について 4. 評議員選定委員会について 5. スポーツ少年団日光市交歓会について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R3. 8. 31	第2回正副会長会議 1. 今年度の事業開催について 2. 事業収支について 3. 全体収支について 4. 代替え事業について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R4. 2. 9	第3回正副会長会議 1. 令和4年度事業計画・予算について 2. 新規採用職員の募集について 3. 今後の会議スケジュールについて	小田原アリーナ 事務室奥会議室

(2) 理事会

期 日	内 容	場 所
R3. 5. 25	第1回理事会 1. 令和2年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について 2. 令和2年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について 3. 令和3年度定時評議員会の招集について 4. 評議員選定委員の選任について 5. 評議員候補者の推薦について 6. 事業推進委員会委員の変更について 7. 職員給与規程の一部改正について 8. 小田原市ゲートボール協会脱退の承認について	小田原アリーナ 大会議室
R3. 6. 16	第2回理事会 1. 公益財団法人小田原市体育協会専務理事の選定について	小田原アリーナ 大会議室
R4. 2. 24	第3回理事会 1. 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画について 2. 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算について 3. 令和3年度第2回評議員会の招集について	小田原アリーナ 大会議室

(3) 評議員会

期日	内 容	場 所
R3. 6. 15	定時評議員会 <書面表決> 1. 令和2年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について 2. 令和2年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について 3. 公益財団法人小田原市体育協会理事の選任について	
R4. 3. 16	第2回評議員会 1. 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画の承認について 2. 令和4年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算の承認について	小田原アリーナ 大会議室

(4) 評議員選定委員会

期日	内 容	場 所
R3. 6. 24	評議員選定委員会 1. 評議員選定委員会委員長選出について 2. 評議員の選任について	小田原アリーナ 小会議室

(5) 監査

期日	内 容	場 所
R3. 5. 13	監査 1. 令和2年度事業報告及び財務諸表等について 2. 帳簿等の確認について	小田原アリーナ 応接室

(6) 総務委員会

期日	内 容	場 所
R3. 5. 17	第1回総務委員会 1. 令和2年度事業報告について 2. 令和2年度収支決算について 3. 理事の候補者について 4. 事業推進委員の候補者について 5. 評議員選定委員の候補者について 6. 評議員の候補者について 7. 職員給与規程の一部改正について 8. 小田原市ゲートボール協会の脱退について	小田原アリーナ 小会議室

R3. 9. 29	第2回総務委員会 1. 令和3年度下半期事業について 2. 令和3年度体育功労者等表彰事業について 3. 代替え事業について 4. 医科学講習会について 5. Sport in Life コンソーシアム加盟について	小田原アリーナ 3階ラウンジ
R4. 2. 14	第3回総務委員会 1. 令和4年度事業計画(案)について 2. 令和4年度収支予算(案)について	小田原アリーナ 小会議室

(7) 財務委員会

期　日	内　容	場　所
R3. 11. 16	第1回財務委員会 1. 基本財産の運用について 2. 賛助会費について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

(8) 広報委員会

期　日	内　容	場　所
R3. 4. 1	第1回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第110号の初校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R3. 4. 7	第2回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第110号の再校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R3. 7. 6	第3回広報委員会 <書面表決> 1. 情報誌「スポーツおだわら」第110号の結果について 2. 情報誌「スポーツおだわら」第111号の発行について	
R3. 7. 21	第4回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第111号の初校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R3. 8. 4	第5回広報委員会 <書面表決> 1. 情報誌「スポーツおだわら」第111号の再校会議	
R3. 9. 15	第6回広報委員会 <書面表決> 1. 情報誌「スポーツおだわら」第111号の結果について 2. 情報誌「スポーツおだわら」第112号の発行について	
R3. 10. 11	第7回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第112号の初校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R3. 10. 20	第8回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第112号の再校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R4. 3. 15	第9回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第112号の結果について 2. 情報誌「スポーツおだわら」第113号の発行について	小田原アリーナ 事務室奥会議室

(9) 競技委員会

期 日	内 容	場 所
R3. 7. 21	第1回競技委員会 <書面表決> 1. 令和3年度競技力向上費の配分について 2. 令和3年度指導者養成講習会及び協議会について	

(10) 地区委員会

期 日	内 容	場 所
R3. 7. 21	第1回地区委員会 <書面表決> 1. 令和3年度地区体育振興費の配分について 2. 令和3年度指導者養成講習会及び協議会について	

(11) レクリエーション委員会

期 日	内 容	場 所
R3. 7. 21	第1回レクリエーション委員会 <書面表決> 1. 令和3年度レクリエーション団体技術向上費の配分について 2. 令和3年度指導者養成講習会及び協議会について	

(12) 事務連絡者会議

期 日	内 容	場 所
R3. 4. 14	コロナウイルス感染症拡大防止対策として関係書類の受渡しのみ	小田原アリーナ エントランスホール

(13) 表彰選考委員会

期 日	内 容	場 所
R3. 12. 2	表彰選考委員会 1. 被表彰者の選考について 2. 表彰状・記念品について	小田原アリーナ 小会議室

正味財産増減計算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人小田原市体育協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	58,542	100,302	△ 41,760
基本財産受取利息	58,542	100,302	△ 41,760
特定定資産運用利益	165	829	△ 664
特定定資産受取利息	165	829	△ 664
受取会員費	2,895,000	2,665,000	230,000
加盟賛助会員受取会員費	1,040,000	1,060,000	△ 20,000
事業受取会員費	1,855,000	1,605,000	250,000
6,786,204	511,500	6,274,704	
スポーツ一ツ大室事業収益	2,072,500	66,500	2,006,000
スポーツ一ツ大会料事業収益	2,444,500	90,000	2,354,500
広告情報収集提託事業収益	485,000	355,000	130,000
受取取扱事業収益	534,204	0	534,204
受取補助金等	1,250,000	0	1,250,000
受取補助金	60,884,000	58,463,000	2,421,000
小田原市補助金	59,792,000	57,936,000	1,856,000
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0
スポーツ一ツ振興くじ助成金	491,000	507,000	△ 16,000
J K A 補助金	581,000	0	581,000
受取一般寄付金	364,313	148,674	215,639
雜収	364,313	148,674	215,639
雜収	864,000	3,368,500	△ 2,504,500
雜収	864,000	3,368,500	△ 2,504,500
経常収益計	71,852,224	65,257,805	6,594,419
(2) 経常費用			
事業報酬	61,890,707	53,267,728	8,622,979
役員手当	4,298,027	4,300,739	△ 2,712
給料	31,425,402	30,004,610	1,420,792
福利厚生費	6,058,712	6,055,886	2,826
退職給付	140	705	△ 565
臨時雇用	2,586,416	2,498,092	88,324
旅費交通費	15,814	26,286	△ 10,472
通勤費	1,072,944	1,354,570	△ 281,626
什器備品	260,054	193,771	66,283
消耗品	3,234,314	1,680,299	1,554,015
修繕費	145,487	28,659	116,828
印刷費	1,349,529	981,626	367,903
修繕費	58,190	46,129	12,061
燃料費	1,469,988	868,485	601,503
賃借料	469,984	179,022	290,962
保険料	3,627,350	503,150	3,124,200
委託謝金	1,335,125	275,000	1,060,125
税金	11,440	12,625	△ 1,185
払込料金	4,269,550	4,152,800	116,750
助成金	202,241	105,274	96,967
理報手当	8,888,211	8,894,247	△ 6,036
役員報酬	758,475	758,954	△ 479
利厚生費	5,545,659	5,294,931	250,728
職給雇用費	1,069,184	1,068,686	498
時賃通費	25	124	△ 99
旅費	456,426	440,840	15,586
賃通費	2,791	4,639	△ 1,848

科 目			当年度	前年度	増 減
会渉通什消修印燃賃保諸支租役	信備耗	品	議外運繕刷	搬償本	費費費費費費費料金課費
					30,070 64,500 129,406 45,892 144,374 25,674 58,097 10,269 331,970 21,463 80,850 43,500 17,510 52,076
					15,064 20,900 196,121 34,195 113,766 5,058 36,274 8,140 320,698 21,998 80,850 43,500 380,825 48,684
					15,006 43,600 △ 66,715 11,697 30,608 20,616 21,823 2,129 11,272 △ 535 0 0 △ 363,315 3,392
			経常費用計		70,778,918
			評価損益等調整前当期経常増減額		62,161,975
			評価損益等計		1,073,306
			当期経常増減額		0
					1,073,306
2.	経常外増減の部				3,095,830
(1)	経常外収益				△ 2,022,524
	経常外収益計				0
(2)	経常外費用				0
	固定資産売却損				0
	車両運搬具売却損				0
	経常外費用計				0
	当期経常外増減額				△ 1
	当期一般正味財産増減額				1,073,306
	一般正味財産期首残高				3,095,829
	一般正味財産期末残高				10,228,099
II	指定正味財産増減の部				11,301,405
	基本財産運用益				10,228,270
	基本財産受取利息				11,301,405
	一般正味財産への振替額				10,228,099
	一般正味財産への振替額				10,228,099
	当期指定正味財産増減額				100,000,000
	指定正味財産期首残高				100,000,000
	指定正味財産期末残高				111,301,405
III	正味財産期末残高				110,228,099
					1,073,306

貸借対照表

令和4年 3月31日現在

公益財団法人小田原市体育協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	12,423,508	11,157,948	1,265,560
未 収	491,000	507,000	△ 16,000
流動資産合計	12,914,508	11,664,948	1,249,560
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投 資 期 預	40,000,000	30,000,000	10,000,000
定 期 預	10,000,000	10,000,000	0
決 済 用 預	50,000,000	60,000,000	△ 10,000,000
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退 職 給 付 引 当 普 通 預 金	6,189,016	6,572,416	△ 383,400
退 職 給 付 引 当 定 期 預 金	8,268,806	8,268,641	165
特定資産合計	14,457,822	14,841,057	△ 383,235
(3) その他固定資産			
車両	1	1	0
什器	529,656	394,602	135,054
電話	74,984	74,984	0
その他固定資産合計	604,641	469,587	135,054
固定資産合計	115,062,463	115,310,644	△ 248,181
資産合計	127,976,971	126,975,592	1,001,379
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 預	1,026,670	841,085	185,585
預 払	1,191,074	1,065,351	125,723
流動負債合計	2,217,744	1,906,436	311,308
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	14,457,822	14,841,057	△ 383,235
固定負債合計	14,457,822	14,841,057	△ 383,235
負債合計	16,675,566	16,747,493	△ 71,927
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受 入 定 期 預 金 ほ か	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	100,000,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	11,301,405	10,228,099	1,073,306
負債及び正味財産合計	111,301,405	110,228,099	1,073,306
	127,976,971	126,975,592	1,001,379

令和3年度小田原市スポーツ少年団事業報告書

別表1

(1)種目別交流大会

大 会 名	期 日	会 場 ・ 内 容
第41回軟式野球交流大会	令和3年4月3日 4月4日 4月10日 4月11日	○会場 酒匂川スポーツ広場 ○参加 5チーム ○結果 優勝 鴨宮コンドルズ 準優勝 小田原ベアーズ 敢闘賞 足柄ホープ 敢闘賞 TSCファイターズ 敢闘賞 小田原フレンドリークラブ
第34回ソフトボール交流大会	中止	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
第41回バレー交流大会	令和3年11月3日	○会場 小田原アリーナ メインアリーナ ○参加 10チーム ○結果 6年生の部 1位 矢作スカイブルー 2位 下中スピリッツ 3位 富士見バンビーナ 5年生の部 1位 矢作スカイブルーB 2位 富士見バンビーナB 3位 富士見バンビーナC
令和3年度ミニバスケットボール交流大会	中止	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(2)大会・交歓会・研修会

名 称	期 日	会 場 ・ 内 容
指導者研修会		
第40回小田原市・日光市 スポーツ少年団交歓会	中止	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
第40回スポーツフェスティバル		
令和3年度スポーツ研修会		

令和4年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書

=目的=

スポーツは世界共通の人類の文化であるとのスポーツ基本法の精神に則り、スポーツ振興及び広報の拡充並びに財政基盤の確立を3本の柱として、公益法人としての健全な運営を行いながら、スポーツを通じて地域コミュニティーの充実した元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

1 地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3点から地域市民スポーツの振興を図る。

(1) スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施する。

ア スポーツ教室の開催（11教室・15コース）

教室名及びコース名		実施時期	回数	場所	対象者
1	小学生陸上競技教室	4~2月	12回	城山陸上競技場	小学3~6年生
2	ミニバス教室	春	5~6月	8回	小田原アリーナ・メイン
		秋	9~10月	8回	小田原アリーナ・メイン
3	シェイプアップ トレーニング教室	春	5~6月	8回	小田原アリーナ・サブ他
		秋	9~10月	8回	小田原アリーナ・サブ他
4	弓道教室	5~6月	7回	城内弓道場	18歳以上(高校生除く)
5	ピラティス教室	5~6月	4回	小田原アリーナ・フィットネスマジック	18歳以上の女性(高校生除く)
6	短距離走スピード アップ教室	春	6月	2回	城山陸上競技場
		秋	9月	2回	城山陸上競技場
7	テニス教室	7~8月	7回	小田原テニスガーデン	小学4~中学3年生・16歳以上の女性
8	ドッジボール 教室	前期	8月	3回	小田原アリーナ・メイン他
		後期	8月	3回	小田原アリーナ・サブ
9	そとあそび教室	9~10月	5回	城山陸上競技場	4歳以上未就学児
10	ヨガ教室	9月	4回	小田原アリーナ・フィットネスマジック	18歳以上の女性(高校生除く)
11	卓球教室	10月	5回	小田原アリーナ・メイン	小学生以上

イ 各種競技会等の開催(8事業)

大 会 名		実施時期	場 所	対 象 者
1	第14回おだわらキッズマラソン大会	6月19日(日)	小田原アリーナ周辺	3歳～小学6年生と親
2	第74回小田原市民総合体育大会	7月15日(金) ～31日(日) 5日間	小田原市内各会場	小田原市民
3	第15回小田原市ドッジボール大会	8月26日(金)	小田原アリーナ・メイン	小学1～6年生
4	お出かけスポーツ	8月28日(日)	静岡県富士川	一般
5	第13回おだわらスポーツ＆レクリエーションフェスティバル	9月11日(日)	小田原アリーナ	年齢制限なし
6	箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	10月22日(土)	箱根駅伝5区コース	中学生以上
7	第16回おだわら駅伝競走大会	1月22日(日)	小田原市内	26地区・事業所・一般
8	第36回小田原尊徳マラソン大会	3月12日(日)	小田原アリーナ周辺	高校生以上

(2) スポーツを「みる」ために

各種スポーツイベントに積極的に協力し、多くの市民にスポーツ観戦を楽しめる機会を提供する。

(3) スポーツを「ささえる」ために

市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成や各種スポーツ大会に対して助成をするとともに、スポーツ少年団姉妹都市交流事業の開催や、加盟団体等の指導者の資質向上を目的に講演会を実施するとともにスポーツ振興に貢献された方々等を表彰する。

ア スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、加盟団体に対し競技力・技術向上及び組織活動促進等の支援を行う。

イ スポーツ大会に対する助成事業

市民等を対象とした大会に対し助成する。

ウ スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団及び市内各スポーツ少年団への助成及び指導育成を行う。

エ スポーツ少年団姉妹都市交流事業

スポーツ少年団姉妹都市交流事業を開催する。

オ 指導者養成講習会の実施

スポーツ関連の有識者による団体講習会を開催する。

カ スポーツ医科学講習会の実施

キ 体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及びチームを表彰する。

ク ニュースポーツ普及・促進事業

ケ スポーツボランティアの活用

2 広報の拡充

本協会や加盟団体、各種スポーツ団体の活動状況及び各種スポーツ情報の収集をするとともに情報の提供を行う。また、加盟団体等の相互の情報交換や研修の場を設ける。

特に広報を重要な基幹活動と位置づけ、情報発信を通じて、地域コミュニティーの発展や交流に貢献する。

(1) 広報事業の展開

- ア 情報誌「スポーツおだわら」の発行（年3回）
- イ スポーツ・レクリエーションカレンダーの発行（年1回）
- ウ ホームページ・SNSでの情報発信

(2) 情報交換事業の展開

- ア 競技団体協議会
- イ 地区団体協議会
- ウ レクリエーション団体協議会
- エ 事業推進委員会研修会
- オ 新春スポーツ人の集い（令和5年1月10日（火））

(3) 情報収集の実施

- ア 他市町村実施事業視察
- イ 教室・大会参加者アンケート調査
- ウ 民間スポーツ施設等の調査
- エ 新スポーツの調査研究

3 財政基盤の確立

法人としての財政基盤を確立するため、収益の継続的な確保に努める。

- (1) 寄付金自動販売機の設置
- (2) 協賛金の確保

4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 小田原市が実施するスポーツイベントに対する協力を行う。
- (2) 小田原市教育委員会に対する支援・協力をを行う。
- (3) 東京オリンピック・パラリンピックレガシー事業の開催
 - ア アスリートキャンプ

5 今後小田原市のスポーツ振興を推進していく事業

- (1) スポーツコミュニケーションの調査・研究
- (2) スポーツ大会開催等の情報発信
- (3) 子供の体力向上の研究
- (4) 成人スポーツ実施率向上の研究
- (5) 障がい者スポーツの支援
- (6) 小田原スポーツ史の充実
- (7) 他市町村イベントの調査・研究

正味財産増減予算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
		公1 市民スポーツ振興事業	他1 加盟団体等助成・交流事業		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	70,000	70,000	0	0	
基本財産受取利息	70,000	70,000	0	0	
特定資産運用益	1,000	1,000	0	0	
特定資産受取利息	1,000	1,000	0	0	
受取会費	2,690,000	1,345,000	1,345,000	0	
加盟団体受取会費	1,040,000	520,000	520,000	0	
賛助会員受取会費	1,650,000	825,000	825,000	0	
事業収益	20,691,000	17,125,000	3,566,000	0	
スポーツ教室事業収益	2,515,000	2,515,000	0	0	
スポーツ大会事業収益	14,610,000	14,610,000	0	0	
情報収集提供事業収益	1,496,000	0	1,496,000	0	
広告料事業収益	2,070,000	0	2,070,000	0	
受取補助金等	72,267,000	56,298,000	7,138,500	8,830,500	
小田原市補助金	71,605,000	55,636,000	7,138,500	8,830,500	
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0	0	
スポーツ振興くじ助成金	642,000	642,000	0	0	
受取寄付金	267,000	267,000	0	0	
受取寄付金	267,000	267,000	0	0	
雑収益	62,000	0	0	62,000	
雑収益	62,000	0	0	62,000	
経常収益計	96,048,000	75,106,000	12,049,500	8,892,500	
(2) 経常費用					
事業費(法人会計は管理費)	96,048,000	76,202,205	9,927,538	9,918,257	
役員報酬	5,051,000	4,040,800	252,550	757,650	
給料手当	38,095,000	30,476,000	1,904,750	5,714,250	
福利厚生費	7,887,000	6,309,600	394,350	1,183,050	
臨時雇賃金	5,201,000	4,499,600	175,350	526,050	
旅費交通費	729,000	703,000	6,500	19,500	
会議費	100,000	0	0	100,000	
涉外費	253,000	0	0	253,000	
通信運搬費	1,506,000	1,347,800	39,550	118,650	
消耗品費	10,683,000	8,985,000	1,623,000	75,000	
修繕費	165,000	132,000	8,250	24,750	
印刷製本費	2,374,000	1,876,200	386,350	111,450	
燃料費	162,000	129,600	8,100	24,300	
賃借料	2,966,000	2,527,285	66,143	372,572	
保険料	1,525,000	1,495,000	7,500	22,500	
諸謝金	3,346,000	3,240,000	26,500	79,500	
支払負担金	41,000	0	0	41,000	
委託費	8,284,000	8,284,000	0	0	
租税公課	395,000	23,640	915	370,445	
支払助成金	6,982,000	1,959,000	5,023,000	0	
光熱水費	24,000			24,000	
役務費	279,000	173,680	4,730	100,590	
経常費用計	96,048,000	76,202,205	9,927,538	9,918,257	
評価損益等調整前当期経常増減額					
評価損益等計					
当期経常増減額	0	△ 1,096,205	2,121,962	△ 1,025,757	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替額	0	489,379	△ 489,379	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 606,826	1,632,583	△ 1,025,757	

資 料

- ・令和4年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿
- ・令和3年度賛助会員ご芳名名簿
- ・令和4年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー
- ・小田原市にある主なスポーツ施設

公益財団法人小田原市体育協会役員・評議員・事業推進委員・スポーツ少年団

■役員

職名	氏名
会長	江島 紘
副会長	高橋 正則
〃	井上 孝男
専務理事	豊田 善之
理事	綾部 敏信
〃	飯田 博茂
〃	宇佐美 充之
〃	梅澤 耕一
〃	江原 明美
〃	小野澤 達也
〃	加藤 敏
〃	佐藤 信之
〃	篠原 弘
〃	鈴木 聖
〃	鈴木 裕一
〃	高橋 幸男
〃	田口 哲朗
〃	野田 ひろみ
〃	濱田 泰男
〃	山口 貴弘
監事	石川 和子
〃	佐藤 貴行

■評議員

職名	氏名
評議員	西澤 浩之
〃	八田 迪男
〃	相澤 功
〃	日比野 英俊
〃	常盤 宏
〃	土谷 隆之
〃	川口 幸男
〃	松本 健一
〃	馬越 寛次
〃	和田 真幸
〃	植田 正
〃	佐々木 隆之
〃	北川 たつえ

■事業推進委員会委員

	職名	氏名
総務委員会	委員長	林 富士夫
	副委員長	江原 明美
	委員	澤地 和之
	〃	杉山 公彦
	〃	戸谷 行孝
	〃	野田 ひろみ
	〃	林 富士夫
財務委員会	委員長	内山 健治
	副委員長	竹下 港
	委員	菊池 隆介
	〃	佐々木 隆之
	〃	佐藤 貴行
広報委員会	委員長	田口 和夫
	副委員長	吉田 和枝
	委員	安藤 恵
	〃	瀬戸 慎一郎
	〃	湯川 利之

■小田原市スポーツ少年団本部役員

職名	氏名
本部長	剣持 栄
副本部長	佐藤 信之 亀井 宏明
常任委員	池谷 敬之 奥川 誠二
〃	加来 義章 梶 敏郎
〃	神野 守 神保 奈緒美
〃	須藤 曜 露木 優香
〃	原 信行 堀 真弓
〃	堀 吉晴 宮原 強
〃	矢ヶ村 和明 渡邊 貴博
監事	斎藤 義博 山崎 幸恵

加盟団体一覧（加盟団体長・事務連絡者・事業実施委員会委員）

◎：事業実施委員会委員長 ○：副委員長

団体名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員	
小田原野球協会	廣川 明	青木 豊	競技委員会	◎石黒 一夫
小田原卓球協会	内田 彰	熊谷 正俊		○熊谷 正俊
小田原市陸上競技協会	江島 紘	大竹 幸子		柳井 信明
小田原ソフトテニス協会	濱田 泰男	米川 和幸		米川 和幸
小田原バレーボール協会	古谷 泉	永松 誠司		岡邊 直樹
小田原柔道協会	山口 正伸	米山 豊		岡本 晴男
小田原弓道協会	岡田 謙一	柏木 千佳子		大木 幸子
小田原剣道連盟	田口 哲朗	大野 誠		尾方 洋樹
小田原バスケットボール協会	牧島 かれん	小堀 誠		小堀 誠
小田原サッカー協会	井原 義雄	鍵和田 巧		杉山 一彦
小田原ソフトボール協会	牧島 かれん	佐野 正幸		田代 政治
小田原バドミントン協会	山本 洋彦	中村 哲夫		山本 洋彦
小田原スキー協会	松浦 哲也	杉崎 和男		榎原 一男
小田原空手道協会	竹内 清	鈴木 勝		高橋 義孝
小田原テニス協会	八田 迪男	八田 迪男		内田 明男
小田原少林寺拳法協会	小澤 良央	室伏 江利子		山口 直樹
小田原市ゴルフ協会	大野 眞一	相澤 功		佐須 保之
小田原地区空手道連盟	山田 繁樹	細川 順一		齊藤 直人
小田原市ボウリング協会	栢沼 一郎	栢沼 一郎		栢沼 一郎
小田原サーフィン協会	小林 正人	永田 康浩		柴田 淳次
小田原市ラグビーフットボール協会	高橋 敦朗	土谷 隆之		大川 裕
理事会推薦・理事	-	-		梅澤 耕一
緑地区体育振興会	柳川 清一	竹繩 謙史	地区委員会	竹繩 謙史
新玉地区体育協会	川口 幸男	川口 幸男		波多野 孝一
万年体育振興会	松本 健一	松本 健一		龜井 洋
幸地区体育振興会	渡辺 光男	三橋 博		加藤 秀一
十字地区体育振興会	本多 誠一	石綿 孝一		杉山 実
足柄体育振興会	武井 弘行	武井 弘行		馬越 寛次

加盟団体一覧（加盟団体長・事務連絡者・事業実施委員会委員）

◎：事業実施委員会委員長 ○：副委員長

団体名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員
芦子地区体育振興会	村田 真一	府川 元久	岡崎 克人 北田 明 種岡 金二郎 國原 正光 古市 功 鈴木 淳 山口 貴弘 石黒 純司 ◎田中 裕之 ○椎野 一郎 田口 和夫 柏沼 熟 小島 正史 長谷川 博一 高田 保一 天野 三郎 西山 穂高 徳田 勅子 石塚 茂 勝又 初子 山口 貴弘
二川体育協会	飯田 博茂	原 邦典	
東富水体育振興会	種岡 金二郎	種岡 金二郎	
富水体育振興会	國原 正光	國原 正光	
久野体育振興会	古市 功	名取 清文	
大窪体育振興会	鈴木 武志	江原 明美	
早川体育振興会	山口 貴弘	加藤 孝宏	
山王網一色体育振興会	瀬戸 真一	石黒 純司	
下府中体育振興会	川本 裕之	川本 裕之	
富士見体育振興会	植田 正	瀬戸 成男	
桜井体育振興会	田口 和夫	田口 和夫	
豊川体育協会	奥津 洋一	設楽 正義	
上府中体育協会	石橋 淳一	石橋 淳一	
下曾我体育協会	内山 健治	石綿 博	
国府津体育振興会	古谷 浩	剣持 昌信	
酒匂体育協会	佐々木 隆之	松本 俊代	
片浦体育振興会	西山 穂高	米山 健司	
曾我体育振興会	高橋 幸男	高橋 幸男	
前羽体育振興会	石塚 和弘	安達 克彦	
橋北体育振興会	添田 充正	石塚 八郎	
理事会推薦・理事	-	-	レクリエーション委員会 中村 敏 大曾根 雅秀 井上 妃登美 ◎立木 敦子 ○服部 茂 宇佐美 充之
小田原市インディアカ協会	宇佐美 充之	宇佐美 充之	
小田原ペタンク協会	竹下 港	大曾根 雅秀	
小田原リズム体操協会	北川 たつえ	相田 晶子	
小田原市スポーツチャンバラ協会	綿引 敬人	立木 敦子	
小田原市グラウンドゴルフ協会	栗木 良和	設楽 正義	
理事会推薦・理事	-	-	

令和3年度 贊助会員ご芳名名簿

敬称略・50音順

個人会員

氏名
中村 哲夫
濱田 紫乃
米川 美智子

団体会員

企業・団体名	住 所	企業・団体名	住 所
相原興業(株)	小田原市扇町4-7-30	(有)Kスポーツ	小田原市荻窪335
秋山会計事務所	小田原市城山3-24-5	小泉建設(株)	小田原市千代693
(株)浅海工務店	小田原市曾我別所833-7	小泉肥料店	小田原市曾我谷津612
(有)網一色共同活版	小田原市東町4-1-12	(有)幸繁	小田原市本町2-13-29
(有)石橋印刷	小田原市中新田9-3	(株)五神建設	小田原市延清208-8
(株)伊藤園小田原支店	小田原市成田30-1	相模ベンディング(株)	大井町上大井924-1
イトウスポーツ	小田原市南鴨宮3-23-2	相模洋洗(株)	小田原市千代899
(株)稻妻屋	小田原市寿町2-5-20	(有)佐藤クリーニング店	小田原市高田114-5
(有)内山酒店	小田原市曾我谷津621-3	(有)澤地石材店	小田原桑原176
永耕園	小田原市曾我岸148	(有)シティオートカトウ	小田原市永塚95-7
SMBC日興証券(株)小田原支店	小田原市栄町2-7-25	松鶴	小田原市鴨宮229
(株)エンドー	小田原市下大井239-3	城下町スポーツクラブ 代表 野田 昭義	小田原市寿町4-23-26
(医)遠藤クリニック	小田原市西大友503	(有)信栄自動車	小田原市西大友261-1
ANコーポレーション	小田原市栄町2-11-9	新鮮館 おだわら	小田原市西大友130-3
扇屋スポーツ	小田原市本町2-12-14	(株)鈴廣蒲鉾	小田原市風祭245
オクツ薬局 櫻木 達夫	小田原市浜町1-14-3	(株)精巧舎	小田原市中町2-16-20
オザックス工業(株)	小田原市東大友207-2	西濃運輸(株)小田原支店	小田原市西大友122-2
小田原ガス(株)	小田原市扇町1-30-13	(有)セーフティーサービス	南足柄市関本529-2 山崎ビル1F
(一財)小田原市事業協会	小田原市南町1-1-40	(公財)積善会 曾我病院	小田原市曾我岸148
小田原市土木建設協同組合	小田原市東町5-2-59	セブンイレブン中里 (有)坂田商店	小田原市中里174
(株)小田原水道サービスセンター	小田原市高田401	創作居酒屋はれるや	小田原市栄町1-13-16 2F
小田原スポーツ・文化運営企業体	小田原市中曾根263	曾我地区自治会連合会	小田原市鬼柳600-74 自治会連合会長 新鹿 敏
小田原生コン(株)	小田原市飯田岡341	曾我屋商事	小田原市曾我原268
小田原松風ライオンズクラブ	小田原市本町2-2-16 陽輪台小田原203号	(有)だいご	小田原市扇町1-12-27
小田原湯本カントリークラブ	箱根町湯本390-37	泰東興業(株)	小田原市荻窪166
加藤歯科医院	小田原市南町3-1-42	ダイドービバレッジサービス(株)小田原営業所	小田原市成田42-1
かながわ西湖農業協同組合本店	小田原市鴨宮627	田口塾	小田原市荻窪370-1
鎌木建設(株)	小田原市本町4-2-18	(有)タケダ印刷	湯河原町中央2-3-1
(株)川久保組	小田原市曾我別所408	長一商店	小田原市曾我谷津477
(株)カワセ	小田原市扇町2-7-11	(有)鶴井印刷所	小田原市栄町3-15-18
(株)グリーンK	小田原市上曾我895	(株)東海ビルメンテナス	小田原市本町1-13-6
医療法人社団 敬仁会介護老人保健施設 悠久	小田原市延清196-1	富田医院	小田原市曾我別所777-6

企業・団体名	住 所	企業・団体名	住 所
(株)ナカネン	大井町上大井84-3	マナクリニック	小田原市永塚5
中村歯科医院	小田原市曾我原127	みずほ証券(株)小田原支店	小田原市栄町2-7-32
日本新薬(株)小田原総合製剤工場	小田原市桑原676-1	三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)小田原支店	小田原市本町2-1-35
(株)花友生花店	小田原市永塚62	(株)むすび家	箱根町湯本210-2
花松屋	小田原市堀之内16	モスバーガー鶴宮店((株)エムアンドワイ)	小田原市延清209-1
浜町小児科医院 遠藤 郁夫	小田原市浜町1-14-5	山口耳鼻咽喉科医院	小田原市浜町3-12-1
BSオンザヒル	小田原市栢山1140-2	ヤマザキショップ柏木商店	小田原市千代897
平野家	小田原市曾我別所808	吉田治療院	小田原市曾我光海20-1
FamilyMart 小田原千代店	小田原市千代327	レストラン源	小田原市荻窪889
報徳二宮神社	小田原市城内8-10	(株)ロピア小田原高田店	小田原市高田298-1

団体会員

団 体 名	団 体 名	団 体 名	団 体 名
足柄体育振興会	小田原市陸上競技協会	国府津体育振興会	富水体育振興会
芦子地区体育振興会	小田原柔道協会	久野体育振興会	豊川体育協会
新玉地区体育協会	小田原ソフトボール協会	幸地区体育振興会	早川体育振興会
大窪体育振興会	小田原地区空手道連盟	酒匂体育協会	東富水体育振興会
小田原空手道協会	小田原テニス協会	桜井体育振興会	富士見体育振興会
小田原剣道連盟	小田原バスケットボール協会	山王網一色体育振興会	二川体育協会
小田原弓道協会	小田原バドミントン協会	下府中体育振興会	前羽体育振興会
小田原サーフィン協会	小田原バレーボール協会	十字地区体育振興会	万年体育振興会
小田原市スポーツチャンバラ協会	小田原野球協会	曾我体育振興会	緑地区体育振興会
小田原市ラグビーフットボール協会	片浦体育振興会	橋北体育振興会	

協力団体(賛助会員各企業をご紹介いただいた団体)

団 体 名	団 体 名	団 体 名	団 体 名
芦子地区体育振興会	小田原ソフトボール協会	上府中体育協会	曾我体育振興会
小田原市グラウンドゴルフ協会	小田原テニス協会	下曾我体育協会	豊川体育協会
小田原ソフトテニス協会	小田原バドミントン協会	十字地区体育振興会	

令和4年度おだわら スポーツ・レクリエーションカレンダー

今後の感染状況により、教室・大会の実施または中止の判断をいたしますので、最新情報は小田原市体育協会へお問い合わせくださいか、本協会のホームページをご覧ください。

【 教 室 】

小学生陸上競技教室	4月～2月 年間12回	城山陸上競技場
ピラティス教室	5/9・16・30・6/6	小田原アリーナ
シェイプアップトレーニング教室(春コース)	5/11・18・25・6/1・8・15・22・29	小田原アリーナ
弓道教室	5/24・26・28・31・6/2・4・7	城内弓道場
ミニバスケットボール選手強化教室(春コース)	5/25・30・6/1・6・8・13・15・20	小田原アリーナ
短距離走スピードアップ教室(春コース)	6/25・26	城山陸上競技場
ジュニア&レディーステニス教室	7/26・28・30・8/2・4・6・9	小田原テニスガーデン
ドッジボール教室(前期コース)	8/1・2・4	小田原アリーナ
ドッジボール教室(後期コース)	8/23・24・25	小田原アリーナ
シェイプアップトレーニング教室(秋コース)	9/2・9・16・30・10/7・14・21・28	小田原アリーナ
ミニバスケットボール選手強化教室(秋コース)	9/5・12・14・21・28・10/3・5・17	小田原アリーナ
ヨガ教室(ヒーリングヨガ)	9/7・14・21・28	小田原アリーナ
そとあそび教室	9/7・14・21・28・10/5	城山陸上競技場
短距離走スピードアップ教室(秋コース)	9/17・18	城山陸上競技場
卓球教室	10/4・11・20・25・27	小田原アリーナ

【レクリエーション大会・フェスティバル】

第21回川東地区ペタンク大会	6/25	千代小学校	川東地区体育連盟
第40回小田原市日光市スポーツ少年団交歓会	8/3・4	小田原市	スポーツ少年団
おでかけスポーツ 富士川ラフティング体験	8/28	静岡県富士宮市	(公財)小田原市体育協会
第13回おだわらスポーツ＆レクリエーションフェスティバル	9/11	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
第36回小田原市インディアカ総合大会	10/23	小田原アリーナ	インディアカ協会
第40回スポーツフェスティバル	10/16	小田原アリーナ	スポーツ少年団
第22回城下町おだわらツーデーマーチ	11/19・20	小田原城址公園他	小田原市他
2023年度スキーヤーの集い	12/4	小田原市民交流センターUMEKO	スキー協会
第25回小田原オープンペタンク大会	11/6	上府中公園	ペタンク協会
第16回西湘地区インディアカ大会	2/19	南足柄市体育センター	インディアカ協会

【 スポーツ大会・講習会】

小田原選手権大会	6/12	城山庭球場	ソフトテニス協会
小田原地区高校選手権大会	6/19	城山庭球場	ソフトテニス協会
小田原オープンバドミントン選手権大会	7/18	小田原アリーナ	バドミントン協会
第15回小田原市ドッジボール大会	8/26	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
小田原・下郡中学校総合体育陸上競技大会	8/27	城山陸上競技場	陸上競技協会
秋季テニス講習会	9/17	小田原テニスガーデン	テニス協会
2022年度小田原少年柔道大会	9/23	小田原スポーツ会館	柔道協会
第19回西湘地区少年野球大会	9/24・25・10/1・2	小田原球場	野球協会
第3回箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	10/22	箱根駅伝5区コース	(公財)小田原市体育協会
第53回川東地区婦人バレーボール大会	11/3	小田原アリーナ	川東地区体育連盟
第16回北条剣道祭	11/6	小田原スポーツ会館	剣道連盟
第55回小田原スキー選手権大会	2/12	いしいづなリゾートスキー場	スキー協会
第50回バスケットボール祭	2/23	小田原アリーナ	バスケットボール協会
令和4年度小田原地区個人卓球選手権大会	3/21	小田原アリーナ	卓球協会

【 マラソン・駅伝】

第14回おだわらキッズマラソン大会	6/19	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会
令和4年度小田原城元旦マラソン	1/1	小田原城周辺	陸上競技協会
第58回川東地区駅伝競走大会	1/8	曾我みのり館周辺	川東地区体育連盟
第16回おだわら駅伝競走大会	1/22	小田原市内	(公財)小田原市体育協会
第77回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会	2/12	丹沢湖周回	神奈川県
第40回小田原地区キッズ駅伝競走大会	2/18	城山陸上競技場	陸上競技協会
第36回小田原尊徳マラソン大会	3/12	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会

地区健民祭・体育祭

新型コロナウイルスの感染状況により、実施または中止を判断しますので、最新情報は各地区にお問い合わせください。

期 日	地 区 名	会 場	予 備 日
5月 29日	新玉地区体育協会	新 玉 小 学 校	
9月 11日	上府中体育協会	千 代 小 学 校	9月 18日
9月 25日	緑地区体育振興会	城 山 中 学 校	
9月 25日	芦子地区体育振興会	芦 子 小 学 校	
9月 25日	東富水体育振興会	東 富 水 小 学 校	
9月 25日	国府津体育振興会	国 府 津 小 学 校	10月 2日
9月 25日	前羽体育体育振興会	前 羽 小 学 校	10月 2日
10月 2日	十字地区体育振興会	三 の 丸 小 学 校	
10月 2日	早川体育振興会	早 川 小 学 校	
10月 2日	下府中体育振興会	下 府 中 小 学 校	
10月 2日	富士見体育振興会	富 士 見 小 学 校	
10月 9日	富水体育振興会	泉 中 学 校	
10月 9日	下曾我体育協会	下 曾 我 小 学 校	10月 10日
10月 9日	酒匂体育協会	酒 匂 小 学 校	10月 10日
10月 9日	曾我体育振興会	曾 我 小 学 校	10月 16日
10月 15日	片浦体育振興会	片 浦 小 学 校	10月 16日
10月 16日	久野体育振興会	久 野 小 学 校	
10月 16日	大窪体育振興会	大 窪 小 学 校	
10月 30日	万年体育振興会	新 玉 小 学 校	
10月 30日	幸地区体育振興会	三 の 丸 小 学 校	
10月 30日	足柄体育振興会	町 田 小 学 校	
10月 30日	二川体育協会	足 柄 小 学 校	
10月 30日	山王網一色体育振興会	山 王 小 学 校	
10月 30日	豊川体育協会	豊 川 小 学 校	
11月 13日	桜井体育振興会	桜 井 小 学 校	
予定なし	橋北体育振興会		

第74回小田原市民総体育大会日程表

種 目	会 場	7/15 (金)	7/22 (金)	7/23 (土)	7/24 (日)	7/31 (日)	開始時間
開会式	小田原アリーナ(メイン)中止						19:00
地区対抗競技	軟式野球	酒匂川スポーツ広場			○	○	8:30
	ソフトボール	酒匂川スポーツ広場			○	○	9:00
	サッカー	酒匂川スポーツ広場			○	○	9:00
	バスケットボール	小田原アリーナ(18日メイン・25日サブ)			○	○	9:00
	ソフトテニス	小田原テニスガーデン			○	予備日	9:30
	バドミントン	小田原アリーナ(メイン)				○	9:00
	卓球	小田原アリーナ(メイン)				○	9:00
	バレーボール(男)	小田原アリーナ(メイン)			○		9:00
	バレーボール(女)	小田原アリーナ(サブ)			○		9:00
	剣道	小田原スポーツ会館				○	9:30
	弓道	城内弓道場			○		10:00
	陸上競技	城山陸上競技場				○	9:00
	ペタンク	上府中公園スポーツ広場			○		9:00
	ゴルフ	小田原湯本カントリークラブ		○			8:56
	グラウンドゴルフ	酒匂川スポーツ広場		○	予備日		9:00

オ ー プ ン 競 技	テニス	小田原テニスガーデン		○			予備日	9:30
	インディアカ	小田原アリーナ(サブ)		○				9:30
	柔道	小田原スポーツ会館(柔道場)中止						19:00

小田原市にある主なスポーツ施設

名称	所在地	利用申込	施設内容等
小田原市総合文化体育館小田原アリーナ	中曾根263	小田原アリーナ 38-1144	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム ・フィットネススタジオ・ランニングコース(1周300m) ・スポーツサウナ・研修室・会議室(大・小)・更衣室
城山陸上競技場	城山2-29-1		<ul style="list-style-type: none"> ・日本陸上競技連盟第2種公認競技場 ・メイントラック1周400m サブトラック1周130m ・インフィールド・跳躍場・投げ ・トレーニングルーム・会議室・更衣室
小田原テニスガーデン	蓮正寺83-1		<ul style="list-style-type: none"> ・砂入り人工芝コート16面(内夜間照明付き8面) ・更衣室
城山庭球場	城山3-10-20		<ul style="list-style-type: none"> ・クレーコート8面 ・更衣室
小峰庭球場	城山3-30-22		<ul style="list-style-type: none"> ・ハードコート2面
酒匂川スポーツ広場	寿町5-22-29		<ul style="list-style-type: none"> ・野球場2面・少年野球場2面・ソフトボール場4面 ・サッカー場2面・ゲートボール場(土10面・芝4面)
鴨宮運動広場	酒匂967		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的グラウンド 1面(ソフトボール 軟式少年野球 サッカー グラウンドゴルフ)
城内弓道場	城内4-27		<ul style="list-style-type: none"> ・和弓近的5人立 ・更衣室
学校施設開放(体育館)	-		<p>早川小学校を除く市立小学校24校及び市立中学校11校 利用可能種目は学校により異なる。 (フットサル等のボールを足で蹴る行為は禁止。)</p>
学校施設開放(運動場)	-		<p>豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校、白山中学校 利用可能種目は学校により異なる。</p>
学校施設開放(夜間照明)	-		<p>豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校 ・ソフトボール・サッカー(酒匂中学校のみ軟式野球も利用可能。)</p>
御幸の浜プール	本町3-15-15	38-1148	<ul style="list-style-type: none"> ・50m×13.2m・12m×10.5m(幼児用) ・更衣室
酒匂川左岸サイクリング場	西酒匂1-3-61	サイクリング場 47-6743 (一財)小田原市事業協会 23-4470	<ul style="list-style-type: none"> ・1周1620mと660mのサイクリングコース ・自転車広場 ・自転車の無料貸し出し
県立西湘スポーツセンター	西酒匂1-1-26	48-2650	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館・小体育室・会議室(大・小)・トレーニング室 ・スポーツ広場・レクリエーション広場・テニスコート4面等
小田原スポーツ会館	南町1-1-40	23-2465	<ul style="list-style-type: none"> ・体育室・柔道場 ・トレーニング室
川東タウンセンターマロニエ	中里273-6	47-1515	<ul style="list-style-type: none"> ・マロニエホール ・集会室等
上府中公園	東大友113	42-5511	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場(ナイター設備) ・スポーツ広場(ナイター設備) ・多目的広場等

※ 利用時間、休館日及び利用申込方法については、各施設のホームページ等でご確認ください。

規 程 集

- ・公益財団法人小田原市体育協会定款
- ・公益財団法人小田原市体育協会委員会規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱
- ・公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領
- ・小田原市スポーツ少年団規程

公益財団法人小田原市体育協会 定款

参考 平成25年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人小田原市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催などにより、小田原市における市民総ぐるみのスポーツ振興を図り、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催
- (2) スポーツに関する団体及び人材の育成
- (3) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県小田原市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、職員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2

人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び收支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人 1 名は、前項に規定する議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 監事は、この法人の理事又は、使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときには、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する

ことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

- 第41条 この法人は、理事会の決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第43条 この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。

2 加盟団体は、会費を毎年納入しなければならない。

3 加盟団体は、脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

4 この法人は、この法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

(賛助会員)

第44条 この法人に、賛助会員をおくことができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議

員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

会長 江島 紘

公益財団法人小田原市体育協会委員会規程

制定 平成 5年4月1日

改正 平成 21年4月1日

改正 平成 25年4月1日

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会定款第4条の事業を達成するため、選出された者により構成される委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 委員会の種類は、事業推進委員会と事業実施委員会とする。

2 事業推進委員会は、総務委員会、財務委員会及び広報委員会に分かれる。

3 事業実施委員会は、競技委員会、地区委員会及びレクリエーション委員会に分かれる。

(構成及び所管事項)

第3条 各委員会の構成及び所管事項は別表のとおりとする。

第4条 各委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた場合に、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員(及び役員)の任期は理事の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

なお、事業実施委員が所属団体の都合により任期中に交代する場合は、この限りでない。

(会議)

第7条 委員会は委員長が召集してその議長となる。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

3 事業実施委員会の委員が委員会に出席できないときは、代理を認め、その代理人に議決権を委任することができる。この場合、委員は出席したものとみなす。事業推進委員会は、代理は認めない。

4 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(専決事項)

第8条 緊急を要するため、委員会に討議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合、委員長は次回の委員会に報告して承認を得なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

各委員会の構成及び所管事項（事業推進委員会）

所管事項 委員会	構 成	所 管 事 項
総務委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者若干名	1 事業の総合企画・立案に関する事項。 2 予算及び決算に関する事項。 3 理事会及び評議員会へ上程する議案等に関する事項。 4 本協会の運営に必要な要綱及び要領等(定款及び規程等は除く)の制定・改廃に関する事項。 5 加盟団体及び育成団体に関する事項。 6 その他、他の委員会に属さない事項
財務委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者若干名	1 基本財産の管理及び拡大に関する事項。 2 財源確保のための調査、研究に関する事項。 3 賛助会費、寄付金等の拡大に関する事項。 4 その他財務に関する事項。
広報委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者若干名	1 広報技術の研究及び改善に関する事項。 2 事業の広報・広聴に関する事項。 3 情報誌及び会報等に関する事項。 4 体育振興に関する資料収集等に関する事項。 5 その他広報全般に関する事項

各委員会の構成及び所管事項（事業実施委員会）

所管事項 委員会	構 成	所 管 事 項
競技委員会	1 加盟競技団体から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 競技力の向上及び競技普及に関すること。 2 各種競技大会に関すること。 3 コーチ、トレーナーに関すること。 4 事業推進委員会に提案する事 5 他の委員会との連絡調整に関する事項 6 その他、競技委員会に関する必要な事項
地区委員会	1 加盟地区体育振興会から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 地区体育振興会の運営に関すること。 2 各種大会、行事の連絡調整に関すること。 3 競技力及びレクリエーションの普及・向上に関すること。 4 事業推進委員会に提案する事項 5 他の委員会との連絡調整に関すること。 6 その他、地区委員会に関する必要な事項
レクリエーション委員会	1 加盟レクリエーション団体から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 レクリエーションの普及向上に関すること。 2 各種レクリエーション大会に関すること。 3 レクリエーション指導者の派遣に関すること。 4 事業推進委員会に提案する事項 5 他の委員会との連絡調整に関する事項 6 その他、レクリエーション委員会に関する必要な事項

公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程

制定 平成24年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の加盟団体に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。

2 加盟団体は、年度の初めに事業計画、予算書、役員名簿、事務連絡場所等を提出しなければならない。事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告、決算書を提出しなければならない。

(加盟団体の要件)

第3条 加盟団体は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 市内各地区に居住する市民を統轄する地区体育団体であること。
- (2) 同一種目で組織し、市内を統轄する唯一のアマチュア団体であること。

(加盟手続)

第4条 新規に加盟する団体は、その代表者が次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地
- (3) 規約
- (4) 所属加盟団体の組織一覧表
- (5) 役員名簿
- (6) 当該年度事業計画及び予算書
- (7) 前年度事業報告及び決算書

(会費)

第5条 加盟団体は、当該年度内までに会費を納付しなければならない。

2 前項に定める会費の額は、理事会で定める。

(会費の使途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第7条 加盟団体がこの法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会に承認を受けなければならない。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程

制定 平成24年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）定款第44条の規定に基づき、この法人の賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的及び事業の主旨に賛同し、入会した法人及びその他の団体、個人を賛助会員とする。

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとし、当該年度分を所定の方法により納入するものとする。

- (1) 法人及びその他の団体 年額10,000円を1口とする。
 - (2) 個人 年額5,000円を1口とする。
- 2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特典)

第4条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が発行する情報誌等の配付を受けることができる。
- (2) この法人の情報誌、ホームページ等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができる。

(会費の使途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第6条 この法人は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等賛助会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

- 2 賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第7条 賛助会員は、いつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人小田原市体育協会賛助会員規程及び賛助会費運用規程（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（ウ）

制定	平成 9年 1月 23日
改正	平成 19年 4月 1日 (ア)
改正	平成 23年 4月 1日 (イ)
改正	平成 25年 4月 1日 (ウ)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人小田原市体育協会(以下「この法人」という。)の文化及び体育の振興に顕著な成果を上げ、この法人の発展に著しく貢献した個人及び団体等の功績と栄誉を称え、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた者に対して行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。(ウ)

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当するものに対して、会長がこれを表彰する。

(1) 感謝状

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長の職にあって退任した者
(ウ)

(2) 功労者表彰

ア 永年にわたりこの法人の発展に顕著な功績のあった者 (ウ)
イ 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを指導・育成
した者

(3) 特別功労者表彰

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長として顕著な功績のあつ
た者が、在任中に死亡した場合 (ウ)

(4) 優秀選手表彰

著名な大会等で優秀な成績を収めた選手又はチーム

(5) 体育奨励表彰

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で優秀な成績を収めた者

(6) その他会長がこの法人の振興発展に顕著な功績があったと認める者 (ウ)

(7) 国民体育大会へ出場する選手又は監督に対し、祝い金を贈る。

(8) オリンピック大会等、国又は国際的な機関が主催する国際大会へ日本代

表として出場する選手又は監督に対し、祝い金を贈る。

2 前項各号の表彰の基準及び候補者の推薦については、別に定める。

(表彰の方法)

第3条 前条第1項第1号の該当者には、感謝状及び記念品を贈る。

2 前条第1項第2号から第4号及び第6号の該当者には、表彰状及び記念品を贈る。

3 前条第1項第5号の該当者には、賞状及び記念品を贈る。

4 前条第1項第7号及び第8号の該当者には、祝い金を贈る。(イ)

5 前条第1項各号の規定による表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡した場合は、これを追彰する。

(選考の方法)

第4条 被表彰者は、各加盟団体等から推薦された者、及び会長が推薦した者を表彰選考委員会で決定する。

2 前項の表彰選考委員会の委員は、この法人の理事及び総務委員の中から会長が指名し、その定数は10名以内とする。(ウ)

3 表彰選考委員会の委員長は、委員の互選による。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、特別な場合を除き新春スポーツ人の集いにこれを行う。

(イ)

(欠格条項等)

第6条 次のいずれかに該当する者は、第2条第1項各号に規定する適格者であっても、この要綱は適用しない。

(1) 成年被後見人・被保佐人として登記された者(ア)

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 前各号のほか、選挙権及び被選挙権を失った者

(4) 自己の責に帰すべき行為により、著しくその名誉を失墜したと認められる者

(5) その他表彰等をすることが不適当と認められる者

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。
- 2 財団法人小田原市体育協会表彰要綱(平成6年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 (ア)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 (イ)

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 (ウ)

公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領（ウ）

制定	平成 9年 1月 23日
改正	平成 19年 4月 1日 (ア)
改正	平成 23年 4月 1日 (イ)
改正	平成 25年 4月 1日 (ウ)

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（平成9年1月23日施行。以下「表彰要綱」という。）第7条の規定に基づき、表彰の基準及び候補者の推薦等に関する必要な事項を定めるものとする。（ウ）

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 表彰要綱第2条第1項第1号に規定する感謝状受賞候補者
次のいずれかに該当するもので、3期6年以上にわたりその職にあって退任した者
ア この法人役員の職（以下「理事、監事、事業推進委員の役職」をいう。）にあった者（ウ）
イ 加盟団体の長の職にあった者
ウ この法人役員及び加盟団体の長の職を通算して6年以上あった者
(ウ)

- (2) 表彰要綱第2条第1項第2号アに規定する功労表彰候補者

- ア 候補対象者の範囲
次のいずれかに該当するもの
(ア) 加盟団体
(イ) 加盟団体所属の個人
(ウ) 加盟団体以外の団体（小田原市内に所在する事業所又は団体等）
(エ) 加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）(ア)
イ 候補対象者の要件
次のいずれかに該当する場合
(ア) 年齢が満55歳以上で加盟団体の要職（以下「会長、副会長、理事長、理事、会計及び監事等の役職」をいう。ただし、その役職が当該団体の名誉的な顧問又は地位にあるものを除く。）を20年以上経験し、現在も引き続き加盟団体において体育・文化の普

及、発展に努めていると認められる者

- (イ) 20年以上(選手であった期間を除く。)にわたり、かつ、現在も引き続き、体育・スポーツ又は文化の普及振興(事業活動の企画、運営又は実践的に選手等の技術向上或いは審判員等の指導育成)のため、率先垂範してその活動にあたり、その功績が顕著であると認められる者
- (ウ) 20年以上にわたり、かつ、現在も引き続き文化又は体育に関する調査、研究の功績が顕著であると認められる者
- (エ) この法人のスポーツ医科学振興のため、その功績が顕著であると認められる者(ウ)
- (オ) 加盟団体又はこの法人に関係ある団体等で、この法人の振興、普及活動等の功績が顕著であると認められる者(ウ)

(3) 表彰要綱第2条第1項第2号イに規定する功労表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 加盟団体所属の個人
- (イ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手を直接指導した者で、その功績が顕著であると認められる者
- (イ) 次の(5)に規定する大会で、当該成績を収めた代表選手団の監督若しくはコーチとしての功績が顕著であると認められる者

(4) 表彰要綱第2条第1項第3号に規定する特別功労表彰候補者
この法人の役員又は加盟団体の長として功績があると認められる者で、在任中に死亡した場合で、次に掲げるものとする。(ウ)

ア この法人役員を5年以上在職した者で、在任中死亡した者(ウ)

イ この法人役員又は加盟団体の長を通算して、5年以上在職した者で在任中死亡した者(ウ)

(5) 表彰要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 加盟団体所属の個人
- (イ) 加盟団体
- (ウ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)

(エ) 加盟団体以外の団体又はチーム(小田原市内に所在する事業所に勤務する者で構成したチーム又は小田原市内に所在する学校教育法に基づく学校等の学生等で構成したチーム)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

- (ア) オリンピック大会又は世界選手権大会において入賞した者
- (イ) 10カ国以上の国際競技大会において入賞した者
- (ウ) 全日本総合選手権大会において入賞した者
- (エ) 次のいずれかの競技大会又は選手権大会において優秀な成績を収めた者

a 国民体育大会において入賞した者

b 全日本実業団、全日本社会人、全日本大学選手権大会、全日本高等学校大会及び全日本中学校大会等において入賞した者

(オ) その他著名な全国大会等で地方予選大会を経て、神奈川県代表として出場した大会において入賞した者

(カ) 前記(エ)b の大会で、ベストメンバーに選ばれた者又は最優秀選手に選ばれた者

(キ) その他、会長が優秀選手として功績があったと認められる者

(ク) 前記(ア)から(カ)までの規定にかかわらず、世界記録又は日本記録を更新した者又は当該大会記録を更新した者

(6) 表彰要綱第2条第1項第5号に規定する体育奨励表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体

(イ) 加盟団体所属の個人

イ 候補対象者の要件

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で、地方予選大会等を経て優秀な成績を収めたもので、次のいずれかに該当する場合

(ア) 国民体育大会等の著名な競技大会(第1項第5号イ(ア)から(エ)までの規定による大会に準ずる大会)の公開競技大会等で優勝した者

(イ) スポーツ・レクリエーション的な大会又はニュースポーツ大会等で世界選手権大会、アジア選手権大会又は全日本選手権大会等で優勝し、この法人の名誉に著しく貢献のあったものと認められる者(ウ)

(7) 表彰要綱第2条第1項第7号及び第8号に規定する祝い金贈呈対象者

ア 対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体所属の個人又は小田原市民

(イ) 加盟団体

2 前項各号に規定する期間の計算については、小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会におけるそれぞれの期間を通算するものとする。(ウ)

3 第1項第1号、第2号及び第4号に規定する職にある者が、表彰を受ける年限に達しないで死亡した場合、その在任中に特に功績のあったものと認められるものは、表彰候補者とすることができます。

4 第1項第3号、第5号及び第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間は、表彰年度の前年11月1日から当該年の10月31日までの間に、それぞれの要件を充たしたものとする。ただし、第1項第3号から第6号までに規定するもので、これによることが不都合な場合にあっては、この限りでない。

5 第1項第7号及び第8号に規定する祝い金は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱で定められた金額を当該大会出場前にその都度出場選手ごとに贈る。ただし、チームが対象の場合は当該団体ごととする。(ウ)

(推薦基準日)

第3条 前条の規定による表彰候補者は、当該年の10月31日を推薦基準日とする。ただし、これによることが不都合な場合にあっては、前条第4項のただし書きを準用する。

(推薦書の提出等)

第4条 この法人の加盟団体の長又はその他の関係者等は、表彰要綱第2条に規定する表彰候補者がある場合、別紙様式により指定期日までに会長に提出しなければならない。ただし、第2条第5項による祝い金にあっては、これによらないことができる。(ウ)

(表彰の方法)

第5条 表彰要綱第3条各項に規定する記念品は、当該功績内容の賞状を楯に

印刷したものをもってこれに替えることができる。

(適用除外)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号の規定による表彰基準に該当するもので、体育功労等に関する功績により国、神奈川県及び小田原市等の行政機関若しくは小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会から同趣旨の表彰を既に受けたものは、これを適用しない。(ウ)

附 則

1 この要領は、平成9年1月23日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。 (ア)

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。 (イ)
2 平成23年度においては、表彰要綱第2条第1項から第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間を、表彰要領第2条第4項の規定に関わらず、前年の6月1日から当該年の10月31日とする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。 (ウ)

小田原市スポーツ少年団規程

制定 平成5年4月 1日
改正 令和2年3月24日

(総 則)

第1条 この規程は、小田原市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）に関することを定める。

第2条 少年団は、小田原市内のスポーツ少年団によって構成し、それを代表とする組織体とする。

(目 的)

第3条 少年団は、小田原市内のスポーツ少年団を統轄し、スポーツ少年団の育成・指導にあたり、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の結成促進及び育成
- (2) スポーツ少年団の登録
- (3) スポーツ少年団の指導者、リーダー及び体力テスト判定員の養成と活用
- (4) スポーツ少年団及び指導者の顕彰
- (5) スポーツ少年団交流事業の実施
- (6) 日本及び神奈川県スポーツ少年団の主催する交流行事の参加協力
- (7) 関係団体との連携
- (8) その他目的を達成するための事業

(登 録)

第5条 少年団への加入は、日本スポーツ少年団登録規定及び施行細則により行うものとする。

(組 織)

第6条 少年団は、前条により登録を行った団員、指導者及び少年団が特に認めた者をもって組織する。

(役 員)

第7条 少年団に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 各単位団の選出者及び少年団が特に認めた者
- (4) 委員員 各単位団代表者及び少年団が特に認めた者
- (5) 監事 2名

2 本部長、副本部長、常任委員、監事は委員会において選出する。

3 本部長は、本部を代表し、会務を統轄する。

- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長が予め指名した順序により、副本部長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 5 常任委員は、本部長を助けて常務の執行にあたる。
- 6 監事は、少年団の事業及び会計を監査する。
- 7 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 9 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 少年団の会議は、委員会、常任委員会、専門部会とする。

(委員会)

第9条 委員会は、本部長、副本部長、常任委員、監事、委員及び少年団への個人登録指導者をもって構成する。

- 2 委員会は、少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。
- 3 委員会は、必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。
- 4 前項のほか、常任委員会が必要と認めたとき、又は委員会を構成する者の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。但し、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。
- 6 構成員が委員会に出席できない場合は、議決権を他の構成員又はその所属する団体及び関係機関の役員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。
- 7 委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の事項について審議し決議する。
 - (1) 委員会に付議すべき事項の原案に関すること
 - (2) 委員会を招集するいとまがない緊急事項に関すること
 - (3) 委員会で付託された事項に関すること
 - (4) 専門部会への付託に関すること
 - (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること
- 4 常任委員会は、前項第2号に掲げる事項を審議し決議したときは、次の委員会にこれを報告し、その同意を得なければならない。

5 前条第5項から7項までは、常任委員会についても準用する。

(専門部会)

第11条 少年団に、次の専門部会を置く。

(1) 総務・広報部会

(2) 活動部会

(3) 育成指導部会

(4) 指導者専門委員会

2 前項のほか、常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。

3 専門部会は専門事項について調査研究を行うとともに、事業を実施する。

4 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(指導者協議会)

第12条 少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置くことができる。

2 指導者協議会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第13条 少年団の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局員は、本部長の命を受け、事務局の事務を執行する。

(会計)

第14条 少年団の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 登録料

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(規程の改廃)

第15条 この規程は、委員会及び常任委員会において三分の二以上の承認を得たのち、改廃することができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、少年団の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会会報 第29号

発行日 令和4年7月
発行 (公財) 小田原市体育協会
事務局 小田原市中曾根263
電話 38-3310
FAX 38-1202
E-mail odawara-taikyo@a-net.email.ne.jp
URL <http://www.odawara-taikyo.or.jp>